

任意の意見募集に対する主な意見

1. 実施概要

- (1) 実施期間：平成30年12月18日（火）～平成31年1月9日（水）
- (2) 総意見数：181件

2. 主な意見

【評価全般】

- 学習指導要領や解説の趣旨を踏まえた適切な評価が行われることが重要。
- 学習指導要領や解説に学習評価のよりどころとなる記述を充実することが重要。
- 指導や学習評価の在り方は、各学校や地域の子供の実態を踏まえ検討されるべきであり、学習指導要領に基づく評価を国が押し付けるべきではない。
- 評価の規準等を評価される側と共有することは、評価の内容や方法の改善の観点からも必要。

【指導要録・通知表】

- 指導要録については、必要最低限とはいえない文章記述が求められる場面も見られる。事実の記入にとどめるなど学校の負担軽減が必要。
- 外国語活動、総合的な学習の時間、特別の教科「道徳」の評価についても「総合所見」の欄と同様に要点を箇条書きとする、文章記述欄を1つに統合するなど、簡略化が必要。
- 指導に生かす評価を重視すべきであり、例えば観点別学習状況の評価などの指導要録への記述や、指導要録の作成は不要。
- 双方の目的を踏まえつつ、指導要録と通知表の様式を共通にする場合の例や手順、配慮事項を示してほしい。
- 児童生徒へのフィードバックの観点から、学期ごとの観点別学習状況の評価の表示を通知表に求めることが好ましい。

- 大学入学後の学生に適切な対応を行うためには、高等学校の指導要録に生徒の指導上参考となる情報が盛り込まれていることが必要。

【評定】

- 評定を引き続き指導要録上に位置付けることとしたことは、現実的で妥当。
- 評定は、生徒・保護者・大学・企業等において学習状況を全般的に把握できる指標として定着しており、観点別学習状況の評価とは趣旨が異なる。今後も、評定と観点別学習状況の評価とを併用し、双方の役割を発揮できるよう努めるべき。
- 児童生徒の学びの質を重視する学習指導要領の下では、観点別学習状況の評価が重要であり、最終的な学習状況を数値にまとめる「評定」はなくすべき。
- 質の異なる観点別学習状況の評価の結果を総括する「評定」は不要。
- 教師の負担軽減の観点から、指導要録への記載は、「観点別学習状況の評価」か、「評定」のいずれかにすべき。
- 観点別評価を評定に総括する適切な方法を示してほしい。
- 評定への総括は、学校の判断で行うべきものであることを明示すべき。

【観点別学習状況の評価】

- 「観点別学習状況の評価も評定の一種」とあるが、観点別学習状況の評価は「質的なもの」。観点毎に1点刻みでの値踏みではなく、評価規準に照らした学習状況をABCで評価しB（おおむね満足）な状況を目指して指導を行う現在の考え方を大切にしてほしい。
- CCAなど観点間の連動性を強調するあまり、例えば、知識・技能がAの場合、それに引きずられて他の観点も安易にAにしてしまうことが心配。

【高等学校における学習評価について】

- 高等学校の指導要録の参考様式に観点別学習状況の記載欄を設け、その定着を図ることに賛成。

- 高等学校の指導要録の参考様式に観点別学習状況の記載欄を設けることに反対。
- 高等学校では、既に観点別評価が行われており、今般の「議論の整理」は、これを踏まえた内容であることから、この点をより明確に盛り込むべきではないか。
- 高等学校の観点別学習状況の評価の導入については、小中の教科に比べ科目数が多い点など校種の特性への配慮が必要。
- 通信制高等学校における適切な学習評価の在り方を明記する必要がある。

【主体的に学習に取り組む態度】

- 特定の型に沿った学習の調整の仕方などを一律に指導することがないよう配慮が必要。
- 形式的態度をもって児童生徒を評価することは適当ではないが、ノートの取り方などは重要であり、形式的態度として良いか疑問。
- 学習の自己調整の評価に際しては、自己の学びの調整だけでなく、集団での学びに貢献する視点も大切。
- 「主体的に学習に取り組む態度」について、教師にもわかりやすく、生徒、保護者にも説明できる評価方法を示してほしい。
- 感性や思いやりなどは数値評価すべきではなく、その趣旨をしっかりと周知する必要がある。
- 「主体的に学習に取り組む態度」に関わる評価は、児童生徒の内面に踏み込む危険性を持つので導入には反対。

【条件整備】

- 学校が学習評価の充実に対応できるよう教員研修や教員配置の充実をお願いしたい。

- 教職員が学習評価を公正・公平かつ効果的・効率的に実施することができるよう校務支援システムをはじめとするICT環境の整備を首長や教育委員会が行うことが重要。その際、国の財政支援や全国共通システムの構築も重要。
- 統合型校務支援システムの導入に際しては、指導方法や学習評価の画一化を招いたり、個人情報流出などに配慮したりするなど慎重であるべき。
- 学校の業務は増えており、スクラップ&ビルドの発想が重要。
- 学期末・年度末の成績業務の集中がないよう工夫が必要。

【大学入試等】

- 高等学校や大学のアドミッションポリシーに基づいて評価を行うことを重視して調査書の利用の工夫を求める方向に賛成。
- 評定は、生徒・保護者・大学・企業等において学習状況を全般的に把握できる指標として定着しており、観点別学習状況の評価とは趣旨が異なる。今後も、評定と観点別学習状況の評価とを併用していくべき。
- 評定や評定平均値は、単位の修得の認定にのみ用いることとして大学入試の調査書への記載に用いるべきではない。
- 観点別学習評価の結果を大学入試で活用することは、学校現場の負担の観点から困難。
- 指導要録は、調査書や通知表の原簿となるので、「指導上参考となる諸事項」の欄は大学が求める情報を過不足なく記載できる記述量でなければならないと考える。
- 生徒の具体的な活動に関する記載事項を大学入学者選抜により多く利用することについては、高校側の作成の負担増と大学側の評価の客観性への疑問から反対。

- 教育活動の改善の成果が高大接続の改善などに効果的につながることが重要であり、今後は、観点別学習状況の評価の活用を含め、調査書に記載する情報の在り方について十分に検討される必要がある。
- 調査書には客観性、公平性が求められる。実現可能であれば、評定などの学校間格差の補正や、学校横断的な評価基準の作成や定期考査サンプル問題の提示などが望ましい。
- 生徒・高校・大学の間で情報を簡単に共有できるよう、セキュリティと信頼性の問題の克服を前提としつつ、e-ポートフォリオの全国的なシステム(全国的な管理センター等)化に向け、国を含めた財政措置や実施体制の構築に早急に取り組む必要がある。
- 高等学校側で、多面的・総合的評価の視点から観点別評価を導入し、調査書に取り入れたとしても果たして大学側が実際に活用するのか不透明であり、調査書に観点別評価を活用するのは拙速ではないか。また調査書と指導要録における検定試験の扱いの適切な整理など、大学入試改革との整合性を図るべき。

【障害のある児童生徒の学習評価】

- 知的障害者である児童生徒に対する教育課程において、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとした理由を背景とともに明記し小学校等との「学びの連続性」を担保することが重要。
- 知的障害のある児童生徒の学習評価において、観点別の学習状況を踏まえた評価を行うことで教員が児童生徒を固定的な観点で見ることとなるため反対。障害のある多様な児童生徒に一律の目標を立てて評価することはなじまない。

【国立教育政策研究所の参考資料】

- 「評価規準の設定例」を示さないとのことだが、若手教員の増と多忙化の中で、学校には評価規準を十分に作成する余裕がない。学校の創意工夫ある取組や柔軟性に配慮した上で、今後も評価規準の設定例を出してほしい。
- 教師が評価の材料集めに追われたりすることのないよう、分かりやすく簡潔な評価方法を示して欲しい。

- 児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことに大いに賛成。限りある勤務時間の中で教員の資質能力の向上のための研修や有効な研修資料の作成を早急をお願いしたい。
- 新学習指導要領に基づく学習評価の在り方について、より包括的、具体的に見通せるようなものを内容として示すことが望ましい。

【外部試験】

- 外部試験を学習評価に活用する際には、それぞれの試験の実施の目的や意図が異なることに留意が必要、あるいは活用について反対。

【周 知】

- 学習評価は教育活動の質の改善につなげるためのものであることの理解を図り、社会全体に評価の在り方を改善する意義を理解してもらえよう国民の意識改革に向けた取組を行うべき。